

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
2. 計画の役割と位置づけ.....	5
3. 計画策定の体制.....	6
(1) 学識経験者、関係機関代表等からなる委員会での検討.....	6
(2) 庁内組織	6
(3) パブリックコメントの実施.....	6
4. 計画対象	6
5. 計画期間	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念	9
2. 計画策定における基本的な視点.....	9
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	10
(1) 子どもの育ちとは.....	10
(2) 子育てとは	10
4. 施策展開の基本方向.....	11
(1) 地域における子育て支援及び教育環境の整備.....	11
(2) 子どものすこやかな成長及び発達支援.....	11
(3) 子育てを支援する生活環境の整備.....	12
第3章 具体的な施策の展開.....	13
1. 施策体系	15
2. 施策の展開	16
(1) 地域における子育て支援及び教育環境の整備.....	16
1-1 地域における子育て支援サービスの充実.....	16
1-2 保育サービスの充実	18
1-3 子育て支援のネットワークの充実.....	20
1-4 子どもの健全育成の充実	21
1-5 次代の親の育成	23
1-6 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	24
1-6-1 確かな学力の向上	24
1-6-2 豊かな心を育む	25
1-6-3 信頼される学校づくり	27
1-6-4 幼児教育の推進	28
1-7 家庭や地域の教育力の向上	29

(2) 子どものすこやかな成長及び発達支援.....	31
2-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策.....	31
2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....	33
2-3 食育の推進	34
2-4 小児医療の充実	35
2-5 児童虐待防止対策の充実	36
2-5-1 関係機関との連携の充実	36
2-5-2 発生子予防、早期発見、早期対応の充実.....	37
2-6 ひとり親家庭の自立支援の推進	39
2-7 障害児施策の充実	41
(3) 子育てを支援する生活環境の整備.....	44
3-1 住環境の確保	44
3-2 安心して外出できる環境の整備	45
3-3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	46
3-4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援.....	47
3-5 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進.....	49
3. 主な関係機関一覧.....	50
第4章 計画推進に向けて.....	53
1. 推進体制の整備.....	55
2. 実施状況の継続的な点検と公表.....	55
3. 計画の周知	55
資 料.....	57
東大阪市社会福祉審議会条例.....	59
東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿.....	60
計画策定経緯	61
用語解説（50音順）	62

第3章に記載の「主な関係機関」は、平成27年4月の組織機構改革を反映しております。
本文中「*」のついている語句については用語解説を掲載しています。